

Weekly Report

第659号
令和4年7月25日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

濃厚接触者に対する待機期間が短縮

新型コロナの新規感染者数が各地で急拡大しており、感染者の同居家族などは濃厚接触者として自宅待機が必要となりますが、政府は社会経済活動を維持するため、濃厚接触者の待機期間を原則7日間から「5日間」に短縮するなど見直しを行いました。

◆Q&A

Q. 濃厚接触者とは？

A. 感染者の感染可能期間内(発症日2日前から入院や自宅療養等をした日)において、同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった方や、マスクなどをせずに1m程度の距離で15分以上の接触があった方などが該当します。

Q. 濃厚接触者の待機期間は？

A. 感染者と最後に接触した日を0日目として、5日間(6日目解除)となりました。また、2日目及び3日目に抗原定性検査キットを用いた検査を行い陰性を確認した場合には、3日目から待機を

解除することが可能です。

Q. 同居する家族等が感染した場合は？

A. 感染者と同居する家族等は基本的に濃厚接触者となり、感染者の発症日(無症状の場合は検体採取日)又は住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間となります。なお、待機期間中に別の同居者が発症した場合は、改めてその発症日を0日目として起算します。

Q. 事業所等で感染者と接触した場合は？

A. 事業所等(医療機関等を除く)で接触があったことのみを理由に出勤を含む外出制限は必要ないとされており、マスクをしないで感染者と飲食を共にした場合などは5日間の自宅待機等を実施します。

低未利用土地の譲渡に係る100万円控除

地方を中心に全国的に空き地・空き家が増加する中、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進するため、個人が保有する都市計画区域内の低未利用土地等(所有期間5年超、土地とその上物の譲渡価額が合計500万円以下)を譲渡した場合に、長期譲渡所得から最大100万円を控除できる制度が設けられています(令和4年12月まで)。

適用する際は、譲渡前に低未利用であること及び譲渡後に買主により利用されることについて自治体の確認が必要となりますが、国交省によると制度開始(令和2年7月)から令和3年12月までに確認書を交付した件数は5150件となり、1件当たりの譲渡価額は平均247万円でした。

取引先の倒産に備える経営セーフティ共済

(独)中小企業基盤整備機構が運営する経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)は、取引先事業者が倒産した際に、無担保・無保証人で掛金総額の最高10倍(8千万円が上限)まで借入が受けられる制度です。

掛金月額は5千円～20万円まで選ぶことができ、掛金は損金又は必要経費に算入できます(個人の場合、事業所得以外の収入には必要経費の算入は不可)。また、共済契約を解除した場合は解約手当金を受け取れます。